

新たな大気公害裁判にご支援を

**大気汚染公害によるぜん息
患者は、増えています！**

都内の十人に一人は大気汚染による気管支ぜん息で苦しんでいます。ディーゼルトラックなどの自動車排気ガス（PM2.5）が主な原因といわれています。

ぜん息が発症すると昼夜をとわず苦しい発作に襲われるなど仕事や日常生活にも支障がでてしまいます。度々の病院通いで生活もままならない状況です。

全国の大気汚染のひどい地域のぜん息患者百十五人が今年七月一日に、国とトヨタなど自動車メーカー等の加害責任と被害者救済を求めて東京地裁に全国大気汚染公害訴訟を提訴しました。東京からは八二人が原告になっています。大気汚染をなくし、被害者救済を求めて闘う原告患者と多くのみなさんのご支援で大気裁判に勝利しましょう。

**国やトヨタ 日産らの自動車排ガス公害の
加害責任を追及する**

裁判傍聴にご参加ください



大気裁判に勝利して、「大気汚染公害被害者（ぜん息患者等）医療費無料制度」を国が制定することが私たち、皆さまのご理解と裁判のご支援を心から訴えます。

第1回裁判(口頭弁論)

2026年2月4日(水)

10:30傍聴入廷11:00～裁判

東京地裁 1F 大法廷

◎ 傍聴支援をお願いします

連絡先

目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302

目黒地区労働組合協議会 気付

めぐろあおぞら連絡会(準備)

☎ 03-3719-8813

御中

2025年12月

新訴訟 全国大気汚染公害訴訟 原告団
弁護団

要請書

日頃は大気汚染公害をなくし、喘息被害者の救済運動にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。私共の願いである「ぜんそく患者の医療費救済制度創設」の運動に、公害等調整委員会への要請をはじめ多大なご支援をいただき心よりお礼申し上げます。

大変に残念ですが、公調委での「責任裁定」では申立ては棄却され、制度創設に進むことはできませんでした。私どもは次の運動として、さる7/1東京地裁に「全国大気汚染公害訴訟」を全国の患者115名が提訴いたしました。相手側被告は国交省・環境省・首都高速道路・自動車メーカー7社となります。

先般 東京地裁民事32部において「裁判所・原告・被告」による進行協議が開催されました。来る2026年2月4日(水)に第1回期日が指定されました。

東京地裁大法廷において審理が行われます。沢山の原告・支援者の皆様のご参加で満杯の法廷にしたいと願っております。

皆さまの引き続きご支援をお願い申し上げます。

裁判の日程について (東京地裁1階の大法廷)

- 第1回 2026年2月4日(水) 11:00~
- 第2回 5月27日(水) 14:00~
- 第3回 9月16日(水) 14:00~

(連絡先) 東京公害患者と家族の会
〒112-0012 文京区大塚4-2-11 恩田ビル304
TEL 03-6912-1656 fax 03-6304-1418
e-mail : air-tokyo@herb.ocn.ne.jp